

○美唄市建設工事等請負業者審査会設置規程

(平成 19 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

改正 平成 19 年 6 月 18 日訓令第 5 号 平成 21 年 3 月 25 日訓令第 1 号
平成 25 年 3 月 26 日訓令第 2 号 平成 28 年 12 月 16 日訓令第 21 号
平成 29 年 3 月 31 日訓令第 1 号の 2 平成 30 年 11 月 21 日訓令第 15 号
平成 31 年 4 月 1 日訓令第 2 号 令和 2 年 4 月 1 日訓令第 6 号
令和 3 年 4 月 1 日訓令第 2 号 令和 3 年 10 月 7 日訓令第 12 号
令和 6 年 4 月 1 日訓令第 2 号 令和 7 年 3 月 26 日訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 美唄市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託(以下「工事等」という。)の請負業者の指名及び選定並びに一般競争入札に関する事項について審議するため、美唄市建設工事等請負業者審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(業務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 予定価格 200 万円を超える建設工事及び予定価格 100 万円を超える建設工事に関する業務の委託の入札又は見積合わせ(以下「入札等」という。)の執行及び入札等に参加する請負業者の指名及び選定に関する事項
- (2) 一般競争入札に付する工事等の決定及び入札参加資格の審査に関する事項
- (3) 別表 1 の基準に基づく 1,000 万円以上の工事等で指名競争入札に付する工事等の決定に関する事項
- (4) 別表 2 の基準に基づく請負業者の格付に関する事項
- (5) 別表 3 の基準に基づく請負業者の指名停止に関する事項
- (6) 別表 4 の基準に基づく入札参加指名通知の取消しに関する事項
- (7) 談合情報に関する事項

(組織)

第 3 条 審査会の委員には、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 経済部長
- (4) 都市整備部長
- (5) 総務課長

(会長の職務及びその代理)

第4条 審査会に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき又は事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、工事等の内容に応じ、会長が指名するものを説明員として審査会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課が処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日訓令第5号)

この規程は、平成19年6月18日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令第1号)

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

附 則(平成25年3月26日訓令第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月16日訓令第21号)

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第1号の2)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月21日訓令第15号)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 10 月 7 日訓令第 12 号)

この規程は、令和 3 年 10 月 7 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 26 日訓令第 2 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 2 条関係)

1,000 万円以上の工事等で指名競争入札に付する工事等の決定に関する基準

1,000 万円以上の工事等で次に掲げる事由に該当する場合は、指名競争入札に付することができるものとする。

区分	事 由
ア	早期発注又は工期の確保を必要とする場合
イ	発注の平準化を図る場合
ウ	上記のほか、必要と認める場合

別表 2(第 2 条関係)

建設工事請負業者の審査基準

1 建設工事等入札参加資格審査申請書の提出のあった建設工事請負業者の審査は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、定めた資格要件について審査し、決定するものとする。この場合において、当該申請者の格付について併せて決定するものとする。

2 格付に係る審査事項及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

建設業法(昭和24法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知における総合評定値を、客観的要素の評定数値とする。ただし、本市の申請工種に対応する許可を受けた建設業が複数ある場合は、次に定めるところにより再計算した値とする。

ア 完成工事高に係る評点は、格付を行う工種に対応する建設業許可業種の完成工事高の合計により再算定した評点とする。

イ 元請完成工事高及び技術職員数に係る評点は、格付を行う工種に対応する建設業許可業種のうち、最も高い評点とする。

(2) 主観的要素の審査項目及び基準

ア 主観的要素の審査項目は、工事施行成績とする。

イ 主観的要素の審査基準は、格付を行う当該年度の前年及び前々年に施行した工事に係る工事施行成績の評定点の各年の平均値が、次の表の評定点の平均値のいずれに該当するかを審査するものとし、主観的要素の評定数値は、各年の当該評定点の平均値の付与点数の和とする。この場合において、その平均値に少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、入札参加資格審査受付の中間年に新規受付されたもの及び追加業種の申請があったものについても同様の取扱いとする。

評定点の平均値	付与点数
85点以上	70点
80点から84点まで	60点
75点から79点まで	50点
70点から74点まで	40点
65点から69点まで	30点
60点から64点まで	20点
55点から59点まで	10点
54点以下	0点

3 総合評定数値

格付のための総合評定数値は客観的要素の評定数値と主観的要素の評定数値との和とする。

4 工事の種類は建設業法第2条第1項によるもののうち、とび・土工・コンクリート及び解体を除くものとする。

5 格付対象工事及び等級格付の基準となる総合評定数値

(1) 等級格付を行う工事種別は、土木、建築、電気、水道施設、舗装、管とする。

(2) 等級格付は、次の表に基づき決定する。

区分等級	土木	建築、電気、水道 施設	舗装	管
A	880 点以上かつ 特定建設業の許 可を有する者	700 点以上かつ特 定建設業の許可を 有する者	700 点以上かつ 特定建設業の許 可を有する者	700 点以上かつ 特定建設業の許 可を有する者
B	640 点以上 880 点未満の特定建 設業の許可を有 する者又は 640 点以上の一般建 設業の許可を有 する者	550 点以上 700 点 未満の特定建設業 の許可を有する者 又は 550 点以上の 一般建設業の許可 を有する者	530 点以上 700 点未満の特定建 設業の許可を有 する者又は 530 点以上の一般建 設業の許可を有 する者	470 点以上 700 点未満の特定建 設業の許可を有 する者又は 470 点以上の一般建 設業の許可を有 する者
C	640 点未満の特 定建設業又は一 般建設業の許可 を有する者	550 点未満の特 定建設業又は一 般建設業の許可 を有する者	530 点未満の特 定建設業又は一 般建設業の許可 を有する者	470 点未満の特 定建設業又は一 般建設業の許可 を有する者

6 審査結果の通知

資格審査の結果を当該申請者に通知する。

別表 3(第 2 条関係)

指名停止基準

第 1 指名停止

(1) 指名競争入札又は随意契約に基づく工事参加資格者(以下「参加資格者」という。)が第 10 及び第 11(以下「措置基準」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて措置基準に定めるところにより期間を定め、当該参加資格者について指名停止を行うものとする。

(2) 指名停止を行ったときは参加資格者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

第 2 下請負人及び共同企業体に関する指名停止

(1) 第 1 第 1 号の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(2) 第 1 第 1 号の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の参加資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企

業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(3) 第1第1号又は前2号の規定による指名停止に係る参加資格者を構成員に含む共同企業体は、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

第3 指名停止の期間の特例

(1) 参加資格者が1の事案により措置基準の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(2) 次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ措置基準の措置要件に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍)の期間とする。

ア 第10又は第11のいずれかの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ第10又は第11のいずれかの措置要件に該当することとなったとき。

イ 第11の表第1項から第3項まで又は第4項から第7項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ第11の表第1項から第3項まで又は第4項から第7項までの措置要件に該当することとなったとき(アに掲げる場合を除く。)

(3) 参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、措置基準及び前2号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(4) 参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置基準及び第1号の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(5) 指名停止の期間中の参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、措置基準及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(6) 指名停止の期間中の参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該参加資格者について指名停止を解除するものとする。

第4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例

第1第1号の規定により情状に応じて第10及び第11に掲げる措置要件のいずれかに該当するところにより指名停止を行う際に、参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次のいずれかに該当することとなった場合(第3第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各項に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、参加資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、第11の表第4項、第5項又は第6項、第7項に該当したときはそれぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間(当該事案について、参加資格者である個人若しくは参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)又は参加資格者の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、第11の表第1項、第2項、第3項に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)それぞれ当該各項に定める短期に1月加算した期間

(3) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、第11の表第6項、第7項に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期に1月加算した期間

第5 指名停止の通知

(1) 第1第1号又は第2各号の規定により指名停止を行い、第3第5号の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6号の規定により指名停止を解除したときは当該参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

(2) 前号の規定により指名停止の通知をする場合は、本市発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

第6 随意契約の相手方の制限

指名停止の期間中の参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

第7 下請負等の禁止

指名停止の期間中の参加資格者が本市発注工事の全部又は一部を下請し、若しくは受託してはならない。

第8 指名停止に至らない事由に関する措置

指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは当該参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

第9 測量業務等参加資格者の指名停止等

測量、地質調査、設計及び工事監理業務参加資格者に対する指名停止等については、この基準を準用する。

第 10 工事事務等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市の発注する工事の請負契約に係る入札参加資格申請書、入札参加資格確認関連資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 本市と締結した請負契約にかかる工事(以下この措置基準において「本市発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下この措置基準において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 第 2 項に掲げる場合のほか、本市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 カ月以内</p>

第 11 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 次の各号に掲げる者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 参加資格者である個人又は参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	12 カ月以上 24 カ月以内
(2) 参加資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で前号に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	9 カ月以上 18 カ月以内
(3) 参加資格者の使用人で前号に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	6 カ月以上 12 カ月以内
2 次の各号に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	6 カ月以上 18 カ月以内
(2) 一般役員等	4 カ月以上 12 カ月以内
(3) 使用人	2 カ月以上 6 カ月以内
3 次の各号に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	4 カ月以上 12 カ月以内
(2) 一般役員等	2 カ月以上 6 カ月以内
(3) 使用人	1 カ月以上 3 カ月以内
(独占禁止法違反行為)	当該認定をした日から
4 道内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)	4 カ月以上 18 カ月以内
5 本市発注工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 9 カ月以上 18 カ月以内

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4 カ月以上 24 カ月以内</p>
<p>7 本市発注工事に関し、参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 9 カ月以上 24 カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 道内において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>9 本市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 第 10 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>11 第 10 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p>

別表 4(第 2 条関係)

入札参加指名通知の取消基準

- 1 建設工事等の入札参加指名あるいは選定の通知後であっても、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該通知を取り消すものとする。
 - (1) 本市発注工事の施工に当たり、工事事故を発生させた場合。
 - (2) 本市発注工事の施工成績が、著しく不良の場合。
 - (3) 不渡手形を発行する等、経営状態が悪化した場合。
 - (4) 違法な行為があり、請負契約の相手方として不適当であると認められた場合。
- 2 見積の場合は、前項中「入札」とあるのは「見積」と読み替えるものとする。